

随意契約理由書

1 業 務 名	路外パーキングサービスの計画に関する検討業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、阪神高速道路に係る路外パーキングサービス社会実験の利用実態を把握するためのアンケート調査及び集計を行い、また利用動向の分析を行うためにETC走行データ、その他阪神高速に係る統計データを活用して、路外パーキングサービスの利用状況に関する調査をし、過年度の利用状況との比較・分析等を行い、本格的な運用に向けた検討資料としてとりまとめ、併せて新たな路外パーキングサービス社会実験の提携候補施設の調査を行うものである。その円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速の交通・渋滞状況にも精通したうえで、本業務により得られた調査結果や利用動向に関する分析資料等を過年度からの路外パーキングサービスに関する調査結果・利用動向に関するデータと合わせての蓄積・一元管理をし、技術及びノウハウを蓄積すること、品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として当社と一体となって、阪神高速道路に関する各種情報の調査、分析業務等を実施するために設立された会社であり、阪神高速の交通・渋滞状況に精通し、過年度からの路外パーキングサービスに関する調査結果・利用動向に関するデータの蓄積・一元管理を行うだけでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、阪神高速技研（株）は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。